

第五号

大蔵委員会議録第8号

昭和三十一年二月十七日(金曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長

小山

理事石村

理事小山

理事高見

理事春日

三郎君

一幸君

生田

宏一君

奥村又十郎君

武雄君

杉浦

竹内

俊吉君

古川

丈吉君

前田房之助君

山村新治郎君

竹谷源太郎君

横山

利秋君

井上

良二君

平岡忠次郎君

奥野

誠亮君

渡邊喜久造君

山下

武利君

羽柴

忠雄君

桑原

信雄君

椎木

文也君

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八号)

第一類第五号

大蔵委員会議録第八号

昭和三十一年二月十七日

砂糖消費税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第十八号)

(内閣提出第十九号)

関税率法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三十九号)

租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第四〇号)関税率法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第二回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第四回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第五回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第六回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第七回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第八回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第九回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第十回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第十五回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第十六回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第十七回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第十八回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第十九回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第二十回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第二十五回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第二十六回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第二十七回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第二十八回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第二十九回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三十回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三十五回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三十六回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三十七回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三十八回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第三十九回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第四十回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第四十五回議院)租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第四十六回議院)

るかどうか、相当疑問ではないかと思

うのです。日本の国内産業で、機械類

の生産というものは、雇用量の問題に

おきまして比較的雇用量の大きな産

業でございます。従ってこうした関税を

さらに免除してまでやるということは

やめて、国内機械工業の振興のために

何らかの措置を講ずることの方

が妥当ではないか、こう考えるのです

が、やはり依然として一ヵ年さらに延長

して、関税を免除してまでやらなければ

なりませんが、その内容におきまして

は、実は絶えずやしたり減らした

おりますが、その内容におきまして

向で進んでおるわけであります。われわれの方で新しい機械として免除しておられますものは、法律の上でございまますと、いわば固定した姿でもって、高性能の新しい機械ということになつてあります。従つては新式であったが、もう今としては、日本の技術水準から見て日本でもできないことはない、こ

ういったものは、実はどんどん品目か

ら落しているわけでございまして、数

字全体も減つております。品目の総数

で減つておりますし、同時にその中身

におきましても、今言つたような考え方

の方をもちまして、絶えず、半年くらい

に一回でございますが品目を入れか

えまして、御注意下さったような点の

ないよう配意はしているつもりでござります。

○石村委員 日本にできないものを輸

買う、こういう傾向があるようでござ

います。せんたつて開発銀行のある審

査部長か何かに御意見を聞いてみたの

ですが、やはりそういう傾向があつて

困る、そういうようなお話をあざつてござ

いますが、いろいろ考えまして、やはり

買つてしまつて、中身としてはずいぶん

変わつてしまつて、トータルにおきまして

二百八十三品目、それからさらに本年

の一月三十一日政令を改正いたしまし

て、落しましたものが二十二、新しく

入れましたものが十九で現在の品目

数は二百八十二でござります。われわれ

の考え方といつしましては、御指摘の

考へ方といつしましては、御指摘の

考へ方といつしましては、御指摘の

考へ方といつしましては、御指摘の

考へ方といつしましては、御指摘の

考へ方といつしましては、御指摘の

考へ方といつしましては、御指摘の

考へ方といつしましては、御指摘の

う新しい機械が一応入つてきますならば、将来日本でもそういう機械を作り得るよう技術水準がなつていくといふような点も考えられます。従いまして、そうした新式の機械を取り入れるに、かつては新式であったが、もう今としては、日本の技術水準から見て日本でもできないことはない、こ

ういったものは、実はどんどん品目か

ら落しているわけでございまして、数

字全体も減つております。品目の総数

で減つておりますし、同時にその中身

におきましても、今言つたような考え方

の方をもちまして、絶えず、半年くらい

に一回でございますが品目を入れか

えまして、御注意下さったような点の

ないよう配意はしているつもりでござります。

○石村委員 日本にできないものを輸

入させるということは、けつこうなこ

とだと思うのですが、しかしその考へ

でいくと、これは永久に絶えないこと

だ。日本にできるものが、同時に外國

にもできないものもありましようし、

外國にできて日本にすぐできないとい

うものも、進歩する世の中ですからあ

るものです。そういう考へてこの関税

定率法の関税免除を続けるということ

になると、一年延期とかなんとかけち

なことを言わずに、百年でも二百年で

も延期するようにしておいて、その中

で上げたり下げたり、はずしたりすれ

ばいい。私の聞いておるのは、そういう

ことではなくて、関税を免除しなくて

いいのではないか、免除了しない

といふことです。そのとき御説明申し上げまし

たが、現在でも同じように実は考へ、

同時に行政の実際においても、その方

も必要なものは輸入できるのではない。しかも、特に今日のような為替レートの関係で割安であるという状況において、なおさらに関税を免除してまで入れなければならぬということは考えられないのではないか。もちろん買う人とすれば、安いにこしたことないということは言えましようが、関税をどうしても免除しなければならないという積極的な理由がどこにあるかということをお尋ねいたしております。

○渡邊政府委員

おっしゃるように、日本で向うにできないものもある、向うにできることもあらう。そういうことは確かにそうございますが、こういった規定をわれわれの方で臨時に作つておりますのは、技術水準の一般的な考え方としまして、遺憾ながらまだ日本の技術水準そのものが先進の諸国技術水準に比べると、そこまで行ってない。従つて、一般的技術水準がほぼ同じレベルに達する時期において、やはり考える必要もあるのではないか。それで、為替レートの関係もござりますから、何も負けなくていいのではないか。これが、これも一つの考え方のように思いますが、同時に何と申しましても、インシrial・コストといいますか、当初経費が相当かさむような機械も多くあります、同時に何と申しましても、インシrial・コストといいますか、当初経費が相当要りますので、やはりそれを奨励する意味におきまして、関税を免除する方があるのではないかというのがわれわれの方の考え方でございます。

○石村委員

もう意見の相違になつて

しまつて何でございますが、どうも納得できないのです。

次に、大豆のことでお尋ねいたしましたが、大豆の関税をやはり免除する、これは輸入方式の確定を待つて考慮するような御説明があつたのです。大豆のことは、私はあまり詳しいことは存じませんので、常識的な話にすぎないのですが、やはりレートの関係もありましようが、割安で外国品を輸入した方が非常にもうかるという話を聞いておりますが、価格面で実際いかがなものですか。

○山下説明員

お答えいたします。現在の外國産の大豆は、国产の大豆に比べまして相当安いことは事実でございます。従いまして、国产の大豆を保護するという意味から、相当嚴重な数量割当の制度を置いております。

具体的に輸入品の価格について申し上げますと、昨年の十二月現在におけるものは、トン当たり四万一千円、米国から参りましたものは、トン当たり三万七千円程度でございます。これをおきましたと、同じ時期におきまして、たとえば中国から輸入いたしますものは、トン当たり五万円強の値段を示しております。

○石村委員

そのように安いものを

買って、日本の一般に消費される大豆

が安く売られておるとすれば、これは

また一つはいいかもしません。しか

し必ずしもそうじゃないのです。高い

値段で売られておる。ちょうど砂糖の

差益問題、あるいは朝鮮のノリの差益

問題という超過利潤が、やはりここに発生しておるのではないか、こう考えま

す。またたしか財政懇談会でしたか何

かで、土屋委員が、超過利潤を砂糖に

おいてとるならば、石油、大豆、羊毛、ノリ、この方面においても超過利潤の吸収を考えるべきだという意見の

發言があつたように、お送りいただきました資料で拝見したのですが、そう

いふうに考えておりませんが、その間におきまして大豆油の値段は相当下り

ぎみになつております。たとえば、大

豆油は、昨年の七月あたりは三千百六

十円程度であります。十二月には

二千七百二十円に下つております。こ

れがまたあまり下りますといふこと

は、一方国产の菜種油等に影響がある

わけであります。しかしこの程度

で安く国民の食用に供せられるとい

ういう意味のことか、構想だけ

つかえないのです。それによつて國

内物価が高くなつて日本の經濟に対し

非常な阻害をするというよくなこと

は全然起らないんじゃないか、こう考

えられるのですが、それをなお關稅の

免除をするということはどういう理由

であるか、はつきりお示しを願いたい

と思います。またこうした超過利潤の

発生するものをやつしているといふこと

は、一方では、為替の割当問題で世間

に非常に不明瞭なうわさも聞くわけで

あります。そういうこともたくさん起

ると思うので、少くとも關稅を免除す

る必要はないと思うが、どういうわけ

で關稅を特に免除されるのか。

○山下説明員

今申し上げましたよう

ことがありますと、一時いわれて

おつたような超過利潤と、いうものも非

常に少くなつておるではなかろうかと

いうことを、一応私たちは予想してお

るわけでございます。

○尾中説明員

大豆の問題につきまし

ては、現在輸入方式は割当制をとつて

おるのでございますが、実は昨年大豆

の値段もだんだんに下つて参るといふ

ことあります。油を食用に供するということが理想

なわけだと存するわけであります。油

の値段もだんだんに下つて参るといふ

ことあります。そこでありますと、一時いわれて

おつたような超過利潤と、いうものも非

常に少くなつておるではなかろうかと

いうことを、一応私たちは予想してお

るわけでございます。

○石村委員

超過利潤の問題は、特定

の時期をとらえてあげると超過利潤は

なくなるということもあり得ると思

う。砂糖においてもそういうことがあ

るのですが、全般的にながめると、や

はり超過利潤は発生しておるといふこと

とがいわれるのではないかと思うので

す。具体的な大豆について私は研究を

しておりませんから、その点断言でき

ませんが、その通り言つておるといふ

ことです。ただいま輸入方式の問

題、消費者価格にどういう影響を与えるかと

いつたような問題で、相互に関連いたし

て、大豆価格に対する支持価格制度を

ぜひひとつもらいたいというような問

題が出ておるのでございます。この大

豆の問題は、国内産大豆と輸入大豆の

競合問題、それから輸入方式の問題、消

費者価格にどういう影響を与えるかと

いつたような問題で、相互に関連いたし

て、大豆価格に対する支持価格制度を

ぜひひとつもらいたいといふこと

です。ただいま輸入方式の問題を

検討しておる段階でございます。そ

して、それから支持価格の問題等を慎重

に検討しておる段階でございます。

そこで農林省といふところは

決して、ただいま輸入方式の問題につ

いては、たゞいまの御説明では積

て、豆に相当な悪影響を及ぼすといふこと

ではないか、こう思つておるといふこと

です。ただいまの御説明では、豆に相

当な悪影響を及ぼすといふこと

ではないか、こう思つておるといふこと

明願いたいと思うんです。ただ考えておるのだということでは、一方では関税免除という具体的な問題があるわけなんですから、どうも納得しかねるわけです。農林省において、関税との関係についてどういうように考えられておるか、確定したことではなくてこうですから、お願いたいします。

○尾中説明員 今われわれの方でいろいろ論議しております問題点を一、二申し上げますと、たとえば今割当制をとつておりますものを自動承認制に切りかえました場合には、当然関税の賦課もやむを得ないではないのだろうか、というような議論も出ておるのでございます。しかしこの割当制をどうするかというような問題は、支持価格のきめ方、あるいは支持価格をとるかどうかとも考へられるわけでございますし、相互に関連した問題があるわけでござるという段階でございます。

○石村委員 どうもよくわかりません。そういたしますと、大豆についてのは——これは税関の方にもお尋ねしますが、超過利潤は発生しないという見通しを持つていらっしゃるわけなんですか、その点お尋ねいたします。

○山下説明員 今後大豆油の値段がどうふうに動くかということは、はつきりまだ見通しが立たないわけでございますが、現在の状態から判断い

たしまして、現在程度の値段に落ちておるということであれば、特に問題になる程度の超過利潤というものはなんですか、どうも納得しかねるわけです。農林省において、関税との関係についてどういうように考えられておるか、確定したことではなくてこうですから、お願いたいします。

○尾中説明員 今われわれの方でいろ

いろ論議しております問題点を一、二

申し上げますと、たとえば今割当制を

とつておりますものを自動承認制に切

りかえました場合には、当然関税の賦

課もやむを得ないではないのだろうか、

というような議論も出ておるのでござ

ります。しかしこの割当制をどうする

かというような問題は、支持価格のき

め方、あるいは支持価格をとるかどうかとも考へられるわけでございますし、相互に関連した問題があるわけでござるといまして、その辺のことにつきましては、なお慎重に検討を続ける必要があるという段階でございます。

○石村委員 どうもよくわかりませ

ん。そういたしますと、大豆について

は——これは税関の方にもお尋ねしま

すが、超過利潤というものが過去にお

いてはあったかないかは別として、

然と考へるのではなくていかがですか。

○山下説明員 今後大豆油の値段がど

うふうに動くかということは、はつきりまだ見通しが立たないわけでございますが、現在の状態から判断い

た

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

し

ま

○春日委員 ただいま内藤委員から
も、ちょっとと発言がございましたよ
うに、やはり与党内部においてすら、こ
の法案について疑義をお持ちの方があ
る様子でありますから、農林省におい
てその輸入方式をどうするかということ
とが決定され次第、すみやかに当委員
会に御連絡を願いたいと思います。

それからもう一つお伺い申し上げて

おきたいことは、たかいまの御説取は
よりますと、国内産はみそ、しょうゆ

用、それから輸入大豆は製油用、大体

こういう用途目的を持つて扱われてお

る模様であります。それで当然国内

産と催段の競合がない、こういう逃げ道が二二二年ついてくる、つづいて二

道がそこに作られるかのことぐるに伺いました。そこで輸入を許可された

り輸入計画を樹立されております農林

当局として、輸入されたところのこれ

らの大豆が果して製油用にのみ消費さ

れておるが、大体製油用という消費計画で輸入され、これが、ひいてはう

西で輸入されたものが、みぞじ三井の方面に流れるようなことがありまし

なかつたか、そういうやうないわゆる

消費管理というものが現実になされて

おるか、その結果はどういう工合に

なつておるか、これをこの際伺つてお

きたいと思します。

ますと、全輸入額のうち七割につきま

しては、各需要者が発注書を出しまし

て、そして輸入業者に注文を出しまし

て、その輸入業者が輸入する、こうい

うことに相なっております。残りの三

書類へきましては、いわゆるインボリ

いたしまして、これを製油メーカーあ

るいはみそ、しょうゆメーカーに渡

す、こういうことに相なつております

す。その際にそれそれはつきり請書をとりまして、指定されたところにいくつもようになつておるのであります。厳格な物資統制の時代とは違いまして、行政指導としての万全は期しておるつもりでございます。その結果等につきましては、最も善の努力を尽して、予定いたしましたルートに流れるようになつております。

○春日委員 現在では国内産、それから輸入のものとの価格差が一万円ちょっとと圧縮されたとか聞いておりますけれども、われわれが常識的に承知いたしておりますのは、二万円あるいは二万円をこえたときもあつたかと思います。従いまして、輸入大豆が内地産のそれに横流しされることによつて、膨大利潤が輸入業者によつて占有されておつたということを、ずいぶん聞かされて参つておるのであります。従いまして、私のお伺いしたいことは、行政指導はそのように行われるが、しかしこの輸入の割当をめぐつて、輸入業者にそういう膨大な利潤が与えられておる。しかもその輸入の許可は、これが国内産の大豆と競合しないといううます大ワクをきめてこの輸入が認められ、国内産の農業関係の生産業者の反対、こういうものばかりがこれによつてそうされておる。

従つて、私は十分監査が行われなければならぬと思う。行政指導だけで生きるだけそちらへ流れような方式をとつておるというのでは、果してそういう工合に流れおるかどうかという実態についての監査が十二分に行われることが、必要欠くべからざる事柄であると思うが、そういう監査を行なつたことがあるかどうか。監査の結果、

果してそういう結果が得られておつたのかどうか、この問題をお伺いたしたいと思います。

○桑原説明員 私の方をいたしまして、さような問題がありましたので、食糧事務所を通じて調査をいたしましたが、報告を取りまとめて、それを再検討するまでに参つておりますが、今さような事情について調査をしております。

○春日委員 これは、関税特例法の特別な扱いを受けて、安い大豆を買つて、そしてその安い大豆をしようと業者、あるいは製菓業者、その方面へ横流しすることによって、膨大利潤がせしめられておる。こういうことが、ちまたに高いうわさとなつており、このことが、関税定率法において大豆に対してこういう特別措置を講ずることの不當なる理由として、強く論ぜられておるところであります。当然あなたの方は、そういうような世論を知られないはずはない。だとするならば、そういうような監査ということは、その世論にこたえるためにも、あなたの方ににおいて自主的にもつと早い期間に十分これを尽されて、そしてこれらの質問に対しても、十分的確なる答弁のできるような資料を持つて臨まれることが当然の義務であろうと思う。そういう調査を食糧事務所に発して、いまだ報告がきておらぬなどということは、職務怠慢もはなはだしいと思う。安い大豆を輸入業者に与えて、その三割をめぐつて膨大利潤が上げられておる。そのような情勢下において、なおかつ彼らの膨大利潤を確保することとのため、さらにこういう法律の特例を持続

しようというがことき事柄についていたしかねることばかりであります。そこで私は、こういう資料を要求いたしましたので、すみやかに一つ御提出をお願いいたい。昨昭和二十九年度並びに本年まで度において、アメリカ並びに中国から輸入された大豆、これの商社別割当数量並びにその金額、これをすみやかに中国から本委員会に御提出願いたいと存じます。

それから、なお巷間非難をされておりまする、輸入大豆が当初計画された製油用以外に、みそ、しょうゆ、あるいは製菓用その他的一面に横流しされたのかどうか。そういう問題についての調査を一つすみやかに進められて、その結果についてのありのままの資料を本委員会に御提出を願いたい。その結果、われわれはさらに御質問を申し上げたいと思います。

○石村委員 大豆問題は、私もきわめて準備不足で、十分な御質問もできなかつたわけでございますが、他の委員会も非常にこの点には関心を持っていらっしゃると思います。また農林水産委員会でも、おそらくこれは問題にならぬのではないかと考えます。ただいまの御説明では、関税免除を延期するということはまだ納得することができないと思います。いずれ私も質問いたしますし、また他の方からも大いに質問があることと存じますから、その機会に譲ります。

次は、有価証券の取引税法の関係について、これは理財局關係だと思うのですが、質問をいたします。

有価証券の取引税を万分の一ないし万分の三に下げるとの理由として、

○羽賀説明員　お答え申し上げます。ただいまのお話で、公社債に対しまる取引税の減税という問題が、公社債の流通市場というもののために行わんとしておるということは事実でござります。この社債の流通市場につきましては、今二つの考え方があるございまして、一つはまず気配の交換を立てまして、市場において価格を表示するとして、一つは必ずしも上場をいたす、それからもう一つは、気配の交換をいたしながら、同時に上場に持っていく、こういう二つの考え方がある存するのであります。少くともどちらの考え方をするにいたしましても、近く四月ころから、ほぼつづつ始めたいというふうに考えておりますが、その明確な時期につきましては目下検討中でございますので、何月何日から始めるということまではいつておりますが、近く再開いたしたいといふことだけを申し上げておきます。

うような説明にとれるのですが、税金をかけなければそれだけいいのだといふが、これもそれまでの話になるのですが、そんなものではないのじやないか、税金をたどい従来通りに置いても、必ずしも再開が不可能ではないと、いうことが考えられると思うのです。積極的に税金を下げなければ再開できぬといふような理由はあるので

いうことはかわるのであります。この問題も近くわれわれの方で考えておいまして、なんとか事業債のコール保の道も聞こうということを考えています。

さらにもう一つ、本券の発行の問題でございます。これは戦時中、例の煙突とか、いろいろ火災によりまして、社債が焼失するというようなおそれがあ

○石村委員 そうしますと、いろいろな条件ができ上つて初めて再開できること、こういうことになるのですが、この条件がまだ確立されないうちに、取引税だけを下げなければならぬといふことは、その取引税を下げなければ絶対に債権の市場の再開ということが絶対に不可能だということならばわかるのですが、下げるには不可能だという理由で

は一応どれだけ取引税がこの社債市場に再開について障害になるかという点について、いろいろ検討してみたわけですね。問題は、ここもありますよと、有価証券業者の場合と、そうでない場合と二つあるわけでございますが、有価証券業者の場合におきましては、委託の格好をとることが比較的の困難でありますて、一応仕切りの格好をと

○羽柴説明員 杜債の流通市場に対しますのは、幾つかあるわけでございますが、その一つといたしまして有価証券取引税の減税ということを主張しておりますのは、これが非常に高いといったりますと、どうしても流通市場に出します場合に流通を阻害する、これはおのずからわかることがあります。が、しかば、ただ単にこれだけをもつて流通市場の障害が克服されるかと申しますと、まだそのほかに若干の問題がござります。たとえて申しますと、全般的な金融情勢が、金融緩慢など、状況が続く、そしてコール・レートも相当低くなる、従って杜債の手持ちとコール・レートを比較しまして、証券業者としましても、逆さやになるというようなことになりますと、まだ問題が残るということでございますが、幸い金融の情勢といふものはだんだん低下して参るのございます。この面につきましても、杜債の流通市場といふものを聞く一つの道はもう進みつつあります、こういうように考えております。このほかに、なお担保の問題でござりますが、たとえば事業債のコール担保というような道が開かれませんと、これもやはり杜債の流通市場を阻害するところですか。

ありましたので、社債等登録法といふ制度を作りました。登録社債という制度を実行いたしておるわけであります。戦時中には散逸を防ぐため、このよろんな措置をとつて参ったのであります。今日に至りましても、やはり登録制度をそのまま維持するということだけでは、やはり社債の流通市場を開くというふうになりますと、ただ単に登録制度をこのまま維持するといふことだけでは、やはり問題が残るのであります。でき得る限り本券発行に切りかえるという措置もとらなければならぬのであります。この面につきまでも、目下検討をいたしておりますが、まず第一に法的に取り上げなければならない問題としては、社債の流通市場を開きますためには、そういうたよやないいろいろな障害がある。障害はありますが、まず第一に法的に取り上げなければならない問題として、この有価証券の取扱いをいたしまして、この有価証券の取扱いを減税ということを考えられますので、税の減税ということを考えた次第でござります。

はやはりあるのですか。安いほどいいのだということにならわかるのですが、そういうことでなくて、絶対的に、社債市場の再開のために取引税を万円の二ないし万分の三に下げなければ、再開不可能だという積極的な理由は、あるのですか。

○渡邊政府委員　社債市場を再開するまでの間、羽柴経済課長の中しましては、今羽柴経済課長の中しましたように、もちろん税だけの問題ではございません。社債担保のコールがとれるようになると、あるいはコール・レートがそれだけ低くなる、あるいは本券が発行されるとかいう問題があります。ただそうしたそれぞれの措置は、いずれも行政的な措置、あるいはその他の措置によりまして、実行可能であるわけでございますが、取引税の問題は、やはり法律的な事項でござります。従いまして、今国会で一応おきめ願いませんと、また先がずっと延びるわけでございます。それでわれわれの方といたしまして、現在まつておきます税率をなぜ下げなければならぬかということにつきましては、すこいところ検討してみたわけであります。大体本年の四月以降できるだけ早い時期におきまして、実物市場、店頭販売的なものはもう開始したい、そういうふうな空気になっておりますので、それで

とる。仕切りの格好をとることになりますと、そこにやはり売買行為が出て参ります。従いまして、有権証券業者が出てこざいませんで、一応市場としてそこには売り買いがあります。できるだけ早くこれを所有する人に渡していく、こういった関係にあるわけでありまして、手持ち期間の非常に短かいといつたようなことを考えてみると、日替わり計算をしてみましても、万分の三のとうな税率でござりますと、なかなかちょっと取引ができるといつたようなことでも、まあ万分の一程度が適当であろう、かように考えたわけであります。同時に証券業者以外のものとなりますと、金融業者、金融機関などが主たる相手になるわけでございますが、コール・レートの関係、それから社債の間を持ち、同時に必要あればこれを売買する、売った場合、コール・レートと社債の利子の間は、社債の利子の方が割り合いいのですが、その手持ち期間が比較的短こうございまして、手数料の関係あるいは取引税の関係がそれだけプラスになります。そういうふうな関係からいたしまして、いろいろ検討をしてみまして、万分为一程度に下げる必要があるのではないか。そうしませ

○石村委員 これは主税局の方の推算でも、六千九百万円程度のことと、した税金でもないようですが、しかしこの国会は五月十七日まであるわけですね。ほかの条件ができ上つて、杜撰な状況を再開することをどうしてもやらなければならぬというときになつていいじゃないか。今まだほかの条件がどうなるかわからないときに、あわてて税金だけ減らすということは、勤労所得税を減らすというのならば大へんけっこうですが、こうしたとだけせつからちにやらなくても、もう少し先で、他の条件が整つて、どうともこれをやらなければならぬといふときになつてお出しになつても、まだ本国会も五月十七日であれば聞のじやないか。間に合わなければ、これは先でやつたってそう大した問題ではないというように考へるのであります。

んですか。

○渡邊政府委員 別にわれわれの方ではございません。経済課長の話にも、説明多めで社債市場を活発にやる。これは本年の四月を目途に条件を作らう、こういふつもりで、現在大蔵省としては努力しておるわけでございますので、四月以後に社債の店頭売買が相当活発に行われるということになりますれば、やはりこの機会に取引税の方の条件も具備さしておく必要がある、こういうつもりで御提案申し上げておるわけでございます。

○羽柴説明員 ただいまの説明に補足いたしますが、実はほかの障害を先ほど私が二、三申し上げたのでございましたが、これは主税局長のお話がありましたが、これは主税局長のお話がありましたが、これは主税局長のお話がありましたが、これは主税局長のお話があります。次に横山利秋君。

○横山委員長 次に横山利秋君。

○横山委員長 きのうの統計になるわけではありませんが、税金の中における目的税のあり方にについて、まずお伺いをいたしたいと思うのです。ガソリン税などは、この点についてどういうふうに考へておるのか、まずこの二点からお伺いをしたい。

○渡邊政府委員 目的税をどんどん広げていくという問題につきましては、横山委員が御指摘になりましたようないろいろな弊害があるわけでござります。とにかく財政そのものの彈力性を非常に失わせる、従いまして、われわれとして目的税をどんどん将来も広げていくかという御質問であったとすれば、われわれは、目的税を広げていくことを申し上げておきたいと思います。

それから第二の問題といたしまして、地方税だから目的税が許されるという考え方を持っているんじやないか、國税と地方税とやはりそこに区別があるのかといったようなお考え、私はある程度そういう考え方に入り得る余地はあるのじやないかと思つております。

考える。もう少しおいた方がいいんじやないかと思うのですが、これはこちらの審議のことです、そして質問といふわけではないのです。それでは、私の質問はこれで終ります。

○羽柴説明員 先ほど手数料の話がありましたが、私と証券業者との間におりましては、ある程度、まだ内定まで行つておりますが、意見は交換いたしました、一定の数字が出ておるわけですが、ございまして、この内容につきましては、近く決定される予定になつております。

○石村委員 それではお願ひをしておきますが、そうした手数料その他いろいろな条件がこのように具備されたといふことを、これは行政指導だそうであります。目的税に対するものではありません。アメリカの教州において、ガソリン税があるようではあります。ソリントン税がかかるようではあります。

○松原委員長 それではお願いをしておきますが、とにかくこの税金はこういう目的的に使われるんだ、同時にそれ以外に使わないんだといったよ

ます。と申しますのは、國税の場合に

おきましてよくいわれておりますの

は、應能負担の原則、能力に応じて各人が税負担をしていく、それに対しまして、地方税の場合におきましては、いわゆる應益負担の原則、利益を受け取るその程度に応じて負担をしていくこと

第一点であります。

それから第二点は、一説には、地方税だから多少の目的税があつてもいいのではないか、こういう意見があるそう

ではないか、どういうふうにお

して、政府としてはどういうふうにお

考へなつておるのであるか、それが

きましてもかつて非常な反発をしたそ

うであります。このような状態に対

して、政府としてはどういうふうにお

考へなつておるのであるか、それが

きましてもかつて非常な反発をしたそ

うであります。このような状

くべきである。従つてその場合におきましては、たとえば道路に使われるものでありますれば、原則的にはやはり道路関係というものと結びついた軽油ということがあつていいと思います。ただ課税技術の点もいろいろありますので、そこに多少その範囲を逸脱することも、また技術的にやむを得ないものがあり得る。ただし、それも非常に軽微なものであれば、やむを得ず御了解承願いたいという点が一つあつていいのではないかというふうに思います。同時に、他面その道路目的のために徵収するトスレバ、その金が他の目的に使われる、これは法律的に禁止している点でございますから、行政の実際においてもそうあつてはならない、されば法律に抵触する問題であるということは、あなたの御意見と同じでござります。

深い関心を持つてもらわなければなりませんし、また常に強い批判をしてもらわなければならぬわけがありますが、そういう中において行われる行政制度といふものが一つの意義を持つものではなかろうか、かように考えているのであります。ことに一つの税を設けます場合に、どういう意味でその税を設けるのか、たとえば石油の関係につきまして課税をいたしますのは、現在は揮発油とか润滑油とかいろいろあるのですからに使われる、自動車が道路をいためるからではないか、こういうところに由来しておるかというと、もっぱら自動車に使われる、自動車が道路をいためるうなせ揮発油と軽油だけに課税しようとしておるかというと、思ひます。そういういたしますならば、そういうふうな受益者負担に着目して新しく財源を求める場合には、その財源をその関係の費用に投することによって、負担者に全面利益をもたらしていくんだ、こういうような一つの循環作用があるんだと思います。やはり税を起します場合に、どういう目的で税を起すか、こういうことで、目的税にするか、あるいは使途を縛らない普通税にするか、こういうように分れてくるのではないかと考へております。最近目的税をふやして参ったわけでありますが、さらにおつしやいますように、目的税が財源全体の中で非常に大きな割合を占めて参ります場合には、これをできる限り避けていかなければならぬと思います。現在程度、全体の中で

○横山委員　局長の最初のお話ですね。もらう人には少しくらい弊害があつてもいい、税金を使うときにはきちんと使わなければいかぬ、これは私は少し国民に対しても納得のできない言葉と思うんです。

〔委員長退席、春日委員長代理着席〕

たとえば道路に使う、あるいは消防力強化に使う、そのときには消防力なり道路なりに、何の関係もない人から多少とっても差しつかえない、使うときにはしっかり使うんだ、これではどちらの方の立場から見ると、まことに言語道断な言葉であるといわなければならぬ。現に昨年の当委員会において、あなたは洗たく屋さんからガソリン税をとるのは不当だ、これはいつか改正しなければならぬと、横路委員に対してお答えになつたのであります。あのときに、筋の通つた言葉だと私は感心をいたしたのであります、今のお話を伺は、当時と心境の変化があつたと考へるのであります。かくて加えて、なぜや使う方がしっかりとそこへ使われておるかというと、各県において、やはり道路財源は警察費に使われたり、ほかの方へ使われたりしております。問題は、やはりこの目的税そのものに根本的な原因があるうかと思います。日本の徴税技術に困難があつて、それが

国民の不満を呼び起す、こういうことになると私は思うのであります。それから財務部長は、3%くらいから大したことはない、こうおっしゃる。しかし物事は初めが肝心であります。税金なんというものは、一、二年作つたら、その税金が減るというふうなことは、今までだつてありますか。必ず最初ちよつとできたやつは、どんなふえていくのが当然の姿であるとわなければなりません。3%だから、いと言うのなら、5%なら悪いと言ふか。一〇%になつても、これはまだいのだと、議論もあり得ると思つます。でありますから、問題は税の根柢理論からいって、3%だからいい、〇%ならいかぬという理論は、担当おられる二人にはあるまじき議論だと思います。従つてお伺いしたいのは、今軽油税が議論になつてゐるが、そのときにはもうすでに都市画税だと、消防税だとか言つてゐる。あなたはその二つをやろうとするのかしないのか、それをまず第一に伺いたい。

とをしまして、納稅者の理解と協力を得やすいような手段に出ることもあると思います。目的稅であります、昔ありました都市計畫稅、これは必ずしも厳格に受益のあるところに限つておったわけではありません。しかしながら、ここで得られた財源は必ず都市計畫事業に充てなければならぬといふに限定をしておったわけであります。現在地方稅にあります水利地盤稅、共同施設稅ということになつて参りますと、得られた財源を特定な用途に充てるわけであります。さらに進みまして、その負担は受益の限度を越えてはならないということになつておられます。こういうような目的稅につきまして、私はいろいろ段階があると思うのであります。最も厳密に運営していくこゝといたしますならば、御指摘になりましたが、私はいろいろ段階があると思うのであります。最も厳密に運営していこうといたしますならば、御指摘になりましたように、受益の限度を越えてはならない、こういう考え方になります。しかしながら、国民健康保険稅にはそういうふうに思ひます。このように、現在の地方稅法の水利地盤稅や共同施設稅の中には入つてゐるわけであります。しかししながら、国民健康保険稅になつて参りますと、厳格にはそういうふうになつておらぬわけであります。今回設けようとしております軽油引取稅、都市計畫稅ということになつて参りますと、普通稅の使途を単に縛るだけだという問題と、受益の限度を越えてはならないという問題と、その中間的なところにあるのではないかろうか、こういうふうに考えております。軽油引取稅としては、できるだけ受益と関係のないところははずしたいけれども、課稅技術の点からそれは困難だ、そういう点から、多少範囲が拡がつて参りまることにござります。

ます。都市計画税の場合は、今直ちには何ですけれども、長い年月にわたって考えた場合には、共同でそれらの仕事を担当すべきではないか、こういうような地元振興上の責任を共同担当しようとありますか、そういう気持ちが入っているわけあります。従いまして、いろいろな角度から目的税を作ります場合には考えていかなければならないと思うのですが、どちらでなければならぬとは、一がいに潔癖に言い切ってしまうのはいかがなものだろうか、こういうふうな考え方をしているわけであります。

なお第二の問題としまして、三%あるいは四%であっても、そういうことが将来害をしていくのではないか、こうおっしゃったわけであります。私は、目的税制度は財政運営の弾力性を失わせる、こういうことを一番懸念すべきだと思います。そういう支障がないならば、目的税制度は、財政運営の上に一つの意義を持つていると思う。その意義を持っているようなものが、財政の弾力性を失わせるということになってしまえば大へんだ、今の程度ではそういう心配はないのだ、かようにお答え申し上げたわけであります。

○横山委員 一般からとつて、それを知いたしているわけです。一番ある特定の方に使うということと、一部からとつて一部のところに使うといふような二つの区別があることは、承知いたします。そういう意味においては、消防税あるいは都市計画税という点については、あれは一般からとりま

確かに好都合だと思います。しかし、今回設けようとしたしておりますが、引取税における非課税の範囲が、税法上と、そういう心配はないのじやなかかずしも道路と直接関係のない面につきまして、租税を負担してもらわざるを得ない、こういう考え方をとつておられます。

なお遊興飲食税に関する官給領収書の制度につきましてお話をございましたが、自由民主党の中でいろいろ御論議のあることは十分承知いたしております。しかし政府といたしましては、これを廃止するという考えはほとんど持っていないわけでありまして、そういう点に触れない改正案が近く国会に提出される予定であります。

○横山委員 申すまでもなく、税には公平の原則と徴税が簡単にできるというもう一つの税法上の原則があると田中委員会であります。昔ならいざ知らず、今日こういうふうに経済がある程度ノーマルな状況になってきたときに、この用途別免税を設けて、それで、心配はありません、官給領収書は押しきります、こういふうにあなたが確信を持つておっしゃるなら、それでいいでありますよ。しかしながら、今ここに六千円の税額を作ることによって、軽油よりも灯油の方が安くなるのですよ。御存じだとと思うのですが、一万七千円の軽油と二万一千円の灯油が、軽油は六千円のや

によって、灯油よりも高くなる。そこにはまた一つの問題点が出てくると思つてあります。こう考えて参りますと、一つには罪人を作るであります。一つには、軽油と灯油の混濁を起るであります。一つには製油会社が、この沸騰点によつて違つておこなう。石油に、今後どういうふうな製油の仕事をするかということについても、私どもは、この沸騰点によつて違つておこなう。石油業界、またこの次に話が出てくる自動車産業のディーゼル車の発展を宣傳する問題等を考えますと、どう考へても、この軽油に対する目的税の創設というものは工合が悪い。またとりくい財源を作るということを考えるのであります。本来この問題が出来ましたのは、昨日、それからそつと前に渡邊さんに強く言つたのであつたのですが、臨時税制調査会は、この軽油を創設するに際して、一般財源としてこれをとろう、大蔵省は目的税にして、こういう徵稅技術から見ても非常にむずかしい問題が起り、官領領収書の二の舞をするという問題について、あなたの方ではほんとうに間違つて、罪人もできません、石油会社もさういうふうな措置をいたします、ことを見せておるわけであります。従つて、今まで軽油を使つていたのが灯油を使うようになるだらうという場合、あらうと思います。ありますとしても、御比較がございました。またその結果、今まで軽油を使つていたのが灯油では、今回道路の財源を目的税として

考えておるのでありますから、元来はずしてもいいものが課税技術上ははずせなかつた。それが灯油に現われてくるといふ事態があつても、特にそれは忌避すべきものでもないのじやなかるうかと考へております。

なお一部のものについて課さないようにする結果、税務行政が非常に混乱して、またやめなければならぬようになるのではないか、こういう御心配であります。が、大体特約店の段階で税金を特別に徴収してもらおうと考えております。

また非課税の範囲は、先ほど御指摘になりましたように、特別の用途に充てられるものだけであります。また非課税を希望する人たちに対しては、どこで軽油を購入するかということを事前に明らかにしていただきまして、そこに一つのルートをつけていきたい。そのかわり用途に充てます限りは、從来許可を得ておりました以上のものを使う場合にも、先に軽油を引き取らせ、あとから追認していくと思つております。そういうことによりまして、また免税証明書といいましようか。その横流しが防げるのではないかという期待を持つております。今後の推移によりまして、さらに御指摘のようなことがないように一そく研究、工夫を加えたいと思っております。

○横山委員 そういう措置だけでは、根本的に潜在をする被害というものは、私は食いとめられないと思います。もしもあなたが本気になつてそれをやろうとするならば、それは検察庁や税務署の役人を大動員しなければなりますまい。そうして、あたら何をしてないところへ襲いかかってしらみつぶしに

いてこれが食いとめられる、こういうふうに考えられるであろうか。労働条件がいいから、また他の産業に比較して労働条件が切り下げる結果になつても、これはできると思つておられるのでありますようか。税をとる立場から、とられるものの企業の利益、これに及ぼす影響といふものについて、どういうふうにお考えでありますようか。それをお伺いしたいと思う。

○奥野政府委員 影響が軽微であるとか軽微でないとか申し上げましたのは、先ほどディーゼル・カーの軽油と暖房用の軽油、こういうことでお話をありましたから、その点について申し上げたのであります。ディーゼル・エンジンの発達にどうこうという意味で申し上げておるのはございません。

なおこれが運賃その他にどういう影響を与えておるかという問題でございまして、今回軽油引取税を設けようとしたしておりますのは、もっぱら揮発油と軽油の両者の負担の均衡が一つの大きな問題になつておるわけであります。今日なお自動車の大部分は揮発油を使っております。揮発油であります場合に、一キロリットル一万三千円の負担を負い、軽油であります場合には、軽油税ではなくして、自動車税の方で五割程度割高な税率が定められておるわけであります。従つて、この点から課税されます限りにおいては、特に軽油自動車が揮発油自動車との競争関係において不利になるというふうには考えていないのであります。

○横山委員 軽油自動車の方が揮発油自動車の税に比べればまだまだであります、こういうような御意見のようであります。二十八年でありましたか、臨

時税制調査会でやはりこの議論が出て、二十九年に、軽油自動車の自動車税については五割方上つておるのであります。そこで一べん国会はこれで解決をしたのであります。解決をしておいて、その議論はなくなつた。そうして今度去年の臨時税制調査会は、地方財政の赤字なるがゆえにここからとろう、こういう議論を出しておるのであります。これは、きのうも主税局長は、そうではない、不均衡もまだあるんだ、ないしは目的税だ、こういう議論をされたのでありますが、歴史的な議論における経過、調査会が異次出して公表したいきさつを見ますと、あなた個人はどう考えるか知りませんが、しかし二十八年に不均衡だといったものを、国会でこれを修正して、五割方軽油自動車については自動車税をふやしたものであります。それで解決した。今度は地方財政が赤字だから、一般財源として軽油税を創設する、こういうふうに調査会は答申をしておるのであります。従つてあなたの考え方と、それから歴史的な経過というものには異なるものがあるということをお考へ願わなければならぬのであります。

○野野政府委員 軽油引取税の問題は、地方財政の窮状を打開する一翼をこなしておることは申し上げるまでもございません。しかしながら、目的税にしたからその目的をはずしていくのじゃないか、こういうこともないのでありますて、道路に対しましては、地方団体がかなり多くの一般財源をつぎ込んでおるわけであります。今回目的財源ができて参りますと、一般財源がそれだけ荷が軽くなつて参るわけでござりますので、やはり地方財政の窮状打開の一翼になうことになると考えております。

第二の運賃の引き上げを期待しているのかどうかという点でござりますが、運賃の引き上げは全然ないだらうということを期待しているわけであります。合理化によって実施されることを期待しておるわけであります。

○石村委員 ただ一言だけ事実のことをお尋ねいたしますが、昨年地方道路税のとき非常に論議になつて、例のガソリンの譲与税が三割でしたか、あれが道路上に使われておらないということが、府県の名前まであげられて論議になつたのですが、そういうことは赤字に困つておる特殊な県で発生したことだと私は考えておりました。ところが、地方にいって聞きますと、自治庁からかどこからか知りませんが、通牒として、必ずしも道路上に使わなくてもよろしいという通牒が出ておるのだ、こう県の地方課が言つておるという事実を聞いたのです。そういう通牒をお出しになつたことがあるのですか。あるいはそのように誤解されそうな通牒をお出しになつたことがあるかどうか、この点だけお尋ねいたします。

○奥野政府委員 地方道路譲与税は、地方道路譲与税法の中に、道路に関する費用に充てなければならぬ、こう明記されておるわけであります。これに反するような通達を出したことはございません。ただ御指摘のように東北ですか、どこかの県で、道路に使わなかつたことがあるじゃないかというふうな議論になつたことは承知しております。これにつきまして建設省でもお調べになりましたして、結果においてそういうことはなかつたということをごさいます。あるいは私は今正確に記憶を持つていないのでですが、一般財源をつき込んでおつたのを振りかえたといふことで、これが一つの誤解の種ぢやなからうか、こういう感じを持つておるわけであります。将来とも御心配のないよう、十分指導をして参りたいと思うのであります。また法律に書いてあることでござりますから、地方公共団体がそれに違反するようなことは考えられないのじやないだらうか、こういう気持も持つておるわけであります。

はたくさんございますが、一番特異な例といったしますのは、日本航空株式会社であります。何か専門員室から出て参りました資料によりますと、三年こうしてもらえば黒字になるのだ、こういふような文書がちょっとあるよう拝見をいたしました。これは誤解であれば取り消しをいたしますが、去年もこうしたもそうなつておる。一方、通行税は、去年でしたか、二割を一割にいたしました。また重ねて政府は、本年度の予算で、補助金を三億二千万円、出資を十億も日本航空にしておるわけであります。まさに至り尽せりという格好がこの日本航空にはされておるわけござります。ことしもこのガソリン税を免稅しなければならぬ、また出資をしなければならぬ、補助金をつき込まなければならぬ、そういうような理由というものが、日本航空の中にはんとうに存在するものであるかどうか。私はこの間飛行機に乗った人の話を聞きますと、非常にサービスが悪いとぶんぶんになつておりたそうであります。サービス一つを例にとるわけではありませんが、この法案に関連して、最近の経営の実績、それから政府が日本航空に与えておりまする税制上、それから出資、それから補助金融資等の実情について、それから一体日本航空は経営改善という点についてどういうことを考え、どういうふうにこれを実行しておるのか、最後にこの免税をしなければならない具体的な根拠、こういふような資料を一つ御提出願いたい。

りまして、かねがね与党側からこれの審議の促進方を申し入れを受けておるのであります。ところがただいま横山委員から御発言のありました通り、本日の委員会は、現に理事の御出席が一人もなく、なお委員におきましても、二十数名の委員中内藤委員ただ一人の御出席、こういう実情でございまして、これは、本委員会が議案を審議する上におきまして重大な支障と相なるものでありますので、従つて、今後の委員会におきましては、理事諸君はもとより、委員はできるだけ一つ御出席に相なるよう、それぞれ御連絡をいただくことを強く要望しております。

なお政府側に対しましては、ただいまいろいろと論議のかわされております事柄は、これは重要な政策についての政策論議でありますて、従つて当の政策に対して政府において責任の負える人、いわば政務次官、少くとも局長級が必ず出席をされまして、重要な政策に関連をいたしまする事柄については、責任的立場にある方をもつて一つ答弁に当られることを強く要望しております。

本日はこの程度にとどめまして、次会は来たる二十一日火曜午前十時より開会することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

昭和三十一年二月十八日印刷

昭和三十一年二月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局